福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務仕様書

1　業務名

福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務

2　目的

本業務は、本市放課後児童クラブへの入退室管理システムの導入により、施設利用者の利便性および児童の安全性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、業務に専念できる環境を構築すること及び放課後児童クラブの質の向上を図ることを目的とする。

3　業務内容

①システムの導入、運用支援業務（操作研修等）

②システム運用に必要な端末の整備

③機器及びシステム保守

4　業務期間

契約締結日から2030年（令和12年）3月31日（日）まで

・構築期間：契約締結日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

・運用支援業務：2026年度の運用支援業務は、契約締結日から2027年（令和9年）3月31日（水）までとし、翌年度以降も運用支援業務は行う。

5　履行場所

「別紙　履行場所一覧」のとおり

6　調達範囲

システム導入に係る調達範囲は、本システムの利用にあたって必要となるシステム資産の調達や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他使用許諾を得ることとする。

7　システム内容

（1）概要

① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等を運営する他の地方公共団体への、導入・運用実績があるシステムであること。

② 本市の規模感を考慮し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり 50 施設以上の放課後児童クラブ・放課後子ども教室等への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における入退室管理業務等を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば保護者メールシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。

③　保護者向けスマートフォンアプリケーション（以下「保護者アプリ」という。）を提供すること。保護者アプリは、お知らせの配信時や保護者が打刻した際にプッシュ通知が可能な仕様であることとし、提案時点でスマートフォンアプリケーションまたはWebアプリケーションとして2年以上（保育システム等含む）の運用実績があること。

④　職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で2年以上（保育システム等含む）の運用実績があること。

⑤　定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。

⑥　個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。

（２）機器内容及び通信仕様

①　システム接続用の機器は、以下のとおりとし、Wi-Fi版タブレット、MDMライセンスを本調達に含めるものとする。また、これらの機器の初期設定作業を本業務に含めること。

＜調達対象機器一覧＞

設置場所	タブレット台数	MDMライセンス
履行場所一覧のとおり	各教室２台	各教室２ID
保育施設課	４台	４ID
合　計	３００台	３００ID

※端末については、入退室用（各施設とも出入口１か所に１台設置すること。）及び教室用として使用できること。

※タブレットにはMDM（Mobile Device Management）サービスを全台分含めること。

※タブレットは全て新品とすること

＜機器、関連備品、サービス規格一覧＞

タブレット端末（Wi-Fi版）

調達予定の機器は以下の通りとする。

項　目	仕　　様
筐体	iPad（Wi-Fiモデル）第11世代
CPU	A16相当
ストレージ	128GB
ディスプレイ	11インチ以上
通信機能	Wi-Fi(802.11ax)、デュアルバンド(2.4GHz/5GHz)、MIMO対応 HT80又は2×2MIMO対応をしていること。 Bluetooth(5.3)に準拠していること。
OS	Apple iPad OSであり、納品時点で最新の安定稼働OSバージョンであること。
バッテリー	納品時で8時間以上動作可能であること。
ケース等	耐衝撃ケース、保護フィルム
その他	充電ケーブル、AC アダプター、入退室時の打刻時間記録に必要な関連機器等は、附属するものとする。

MDMサービス

タブレット端末の管理やアプリケーションの制御を行うために利用し、

必要なスペックは以下のとおりとする。

項　目	仕　　様
基本機能	OS、機種名、シリアル番号、利用者、所属管理ができること。
情報管理	業務アプリ、業務用Webショートカットを一括配信・更新できること。
セキュリティ	端末紛失時に、データ消去できること。 （ローカルワイプ機能） カメラ、スクリーンショットについては、機能制限を行うこと。 位置情報の把握ができること。
その他	Apple Business Managerとの連携が可能であること。

② 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Webブラウザ（Microsoft Edge、Safari、Google Chrome等）による利用とすること。

③ キッティング内容・作業については、設定項目の詳細を別途市と協議すること。

（3）ネットワーク

① 各施設及び保育施設課で利用する全ての機能は、インターネットを経由して利用できること。

② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。

③ 保護者アプリは、インターネットを経由して利用できること。

④ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

⑤ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

（4）機能要件

別紙「機能要件表」の機能を提供できること。

（5）その他

① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（承認権限/利用不可（非表示）権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。

② 特定の権限を有する所管課専用の特権アカウントを利用し、施設をまたいだ統合的な管理ができること。

③ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。ただし、タブレット端末及び付属品、ＭＤＭサービスはこの限りではない。

④ ＡＳＰサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。

8　システム導入

（1）入退室管理システムセットアップ・導入フォロー

①　運用を開始するにあたり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

②　契約後、１週間以内にシステム導入会議を実施すること。

システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。

③　導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。

④　導入担当者は、全体の利用状況をシステム上で随時確認すること。また、作業が停滞している施設へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

⑤　導入担当者は、１０以上の地方公共団体へのICTシステム導入プロジェクト担当経験を有すること。

⑥　市の運用に合わせた管理者および放課後児童クラブ職員に対する操作・運用研修を現地若しくは、オンラインで行うこと。回数や方法については、保育施設課と協議し、１回以上行うこと。また、操作・運用マニュアルや操作方法を説明した動画を適宜提供すること。なお、こちらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

（2）操作マニュアル

①　運用開始１ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。

②　操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Webマニュアル等）として提供すること。

③　操作マニュアルは極力専用用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも分かりやすく平易な記述とし、実際の画面のキャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。

④　機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

9　運用保守

（1）運用時間

①　通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

（2）ヘルプデスク

①　各施設及び保育施設課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。

②　事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話から問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また、電子メール等による問い合わせにも対応すること。

③　固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日13:00～18:00の時間帯で受付すること。

④　電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。

⑤　保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。

⑥　保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24時間受付とすること。

（３）セキュリティ対策

①　IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。

②　システム内で利用するデータ（個人情報）は、データベース上で暗号化を行い保護すること。

③　システムの脆弱性診断を定期的に実施すること。また、アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講ずること。

④　利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルも適宜最新化するほか、放課後児童クラブにおける入退室管理システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。

⑤　システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。

⑥　データセンターは、日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア３または４相当の基準を満たすこと。

⑦　TLSによる暗号化を施した上で通信すること。

⑧　受注者はISO/IEC27001：2022（ISMS）及びプライバシーマークの認証を取得していること。

（４）障害対応

①　障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

②　障害発生時には、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。

③　管理するデータが消失しないようバックアップデータを自動的に１日１回保存し、１０世代以上管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

（５）システム保守

①　システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。

②　クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

③　各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

（６）アクセス監視

①　アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には、速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

（７）研修

①　管理者および放課後児童クラブ職員に対するフォローアップ研修を現地若しくは、

オンラインで行うこと。回数や方法については、保育施設課と協議し、毎年１回以上行うこと。なお、こちらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

１０　その他留意事項

①　受注者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることがないよう、必要な措置を講ずること。

②　受注者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。

③　システムの運用開始日から起算して１年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受注者双方で協議の上、受注者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

④　受注者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

⑤　本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。